

○法人の分割による許可証の書換え

(第 7 条の 3 第 3 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 28 年 6 月 23 日

平成 29 年 3 月 22 日 令和 3 年 3 月 26 日

令和 7 年 6 月 28 日

審査基準

令和 7 年 6 月 28 日作成

|          |   |
|----------|---|
| 法令名      | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営適正化法)               |
| 根拠条項     | 第 7 条の 3 第 3 項において準用する第 7 条第 5 項              |
| 処分の概要    | 法人の分割による許可証の書換え                               |
| 原権者(委任先) | 岡山県公安委員会                                      |
| 法令の定め    | 風営適正化法施行規則第 1 条(書換え申請書の提出)、第 17 条(許可証の書換えの手続) |
| 審査基準     |   |
| 標準処理期間   | 14 日  |
| 申請先      | 営業所を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第一課又は生活安全刑事課            |
| 問い合わせ先   | 生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室                          |
| 決裁区分等    | 警察署長  |
| 備考       |   |